

住民監査請求における監査委員の勧告に基づき知事が講じた措置について

1 ポイント

中央卸売市場食肉市場において、所定の手続をとらず勤務開始時刻を遅らせ、勤務時間を短縮したにもかかわらず、減額せず給与を支給したことに伴い、都が被った損害額を補てんするための措置等を講じることを勧告したことに對し、平成13年7月12日付けで知事より措置を講じた旨の通知があった。
都が被った損害額を4,950,654円と確定し、平成13年7月6日に返納措置を講じた。

2 請求の概要

- (1) 件名 食肉市場職員の勤務時間終了前の退庁等を違法・不当とする件
- (2) 請求人 大田区 野中久保
- (3) 請求の受付 平成13年1月29日

3 監査委員の勧告

- (1) 内容 所定の手続をとらず正規の勤務時間の開始時刻を遅らせ、勤務時間を短縮したことにより、都が被った損害額を十分精査の上、これを確定し、その補てんのために必要な措置を講じること。
- (2) 措置期限 平成13年9月30日
- (3) 知事及び請求人への通知 平成13年3月29日

4 知事の講じた措置等

- (1) 確定した損害額
4,950,654円
(勤務時間短縮期間 平成13年1月9日～同月30日)
内訳 対象職員数 59名
延べ時間数 2,157時間

(2) 補てん者

大矢 實 (前中央卸売市場長)

(3) 措置年月日(納付年月日)

平成13年7月6日(返納完了日)

(参考)関係法令【地方自治法第242条第7項】

監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

東京都監査委員 殿

東京都知事 石原 慎太郎

「中央卸売市場の職員が勤務時間終了前の退庁等
を行っているにもかかわらず減額せず給与を支給
したことを違法不当として損害補てん等を求める
住民監査請求監査結果」の監査委員の勧告に基づ
き講じた措置について

平成13年3月29日付12監総第1091号により勧告のあった標記のことについて、地方
自治法第242条第7項の規定に基づき必要な措置を講じたので、下記のとおり通知いたします。

記

1 対応の内容

所定の手続きを行わず正規の勤務時間の開始時間を遅らせ、勤務時間を短縮した
ことにより、平成13年1月9日から同月30日の間に勤務時間を短縮した時間に
対して支給された59名分の給与相当額を都が被った損害額に当たるものと確定し、
その補てんのための必要な措置を講じた。

2 東京都が被った損害額の補てん額

4,950,654円
内訳 職員数 59名(当初計画 62名)
時間数 2,157時間

3 補てん者

大 矢 實 (前 中央卸売市場長)

4 補てん年月日

平成13年7月6日(金)(補てん完了日)